

(様式1-1) 新規評価総括表

事業種類		治山・砂防		事業名		砂防										建設部		砂防課			
番号	市町村名	(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了 予定 年度	箇所評価						建設部公共事業評価委員会意見	長野県公共事業評価委員会意見	第三者 見聴 取	現地 調査	県の 評価 案	評価 監視 委員 意見	評価 の決 定	申請	採択	備考
						必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度	総合評価										
1	安曇野市	ほりがわらすがわ 堀金烏川	砂防堰堤 1基	3,000,000	2030 (R12)	A	A	A	A	A	A	緊急点検の結果、著しい損傷が認められ、破損・流出した場合には下流の保全対象に著しい被害を及ぼす恐れのある施設であることから、早期対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	建設部公共事業評価委員会の意見を妥当と判断する。	—	○	事業 着手	妥当	事業 着手	○	○	
2	安曇野市	ほたか ありあけ 穂高有明	砂防堰堤 1基	1,800,000	2029 (R11)	A	A	A	A	A	A	緊急点検の結果、著しい損傷が認められ、破損・流出した場合には下流の保全対象に著しい被害を及ぼす恐れのある施設であることから、早期対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	建設部公共事業評価委員会の意見を妥当と判断する。	—	○	事業 着手	妥当	事業 着手	○	○	

(様式1-1) 新規評価総括表

事業種類	治山・砂防		事業名	砂防							建設部 砂防課											
	番号	市町村名		(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了 予定 年度	箇所評価					所管課の意見	建設部公共事業評価委員会意見	第三者 意見 取 現 地 調 査	県 の 評 案	評価 監視 委員 会 見	評価 の 決 定	申請	採択	備考	
								必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度										総合評価
	3	佐久穂町	こや 古谷	砂防堰堤 1基 渓流保全工 L=37.0m	350,000	2026 (R8)	B	A	B	A	A	A	当該渓流の保全対象には人家53戸及び国道が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	4	南牧村	うみのくち 海ノ口	砂防堰堤 1基	180,000	2026 (R8)	A	A	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には人家32戸及び緊急輸送路等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	5	川上村	おおみやま 大深山	砂防堰堤 1基	220,000	2026 (R8)	A	B	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には人家29戸及び避難所が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	6	上田市	うすだはら 上田原	砂防堰堤 2基	400,000	2027 (R9)	A	A	A	A	B	A	当該渓流の保全対象には人家190戸及び要配慮者利用施設等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	7	上田市	あきわ 秋和	砂防堰堤 1基 渓流保全工 L=50.0m	220,000	2025 (R7)	A	B	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には人家61戸及び緊急輸送路等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	8	諏訪市	かくま しんいでん 角間新田	砂防堰堤 1基	410,000	2028 (R10)	A	A	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には人家44戸及び緊急交通路接続道路等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	9	諏訪市	おわ 大和	砂防堰堤 1基	300,000	2028 (R10)	A	A	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には人家154戸及び要配慮者利用施設等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	10	辰野町	きたおおいで 北大出	砂防堰堤 2基 渓流保全工 L=300m	500,000	2029 (R11)	A	B	A	A	B	A	当該渓流の保全対象には人家412戸及び要配慮者利用施設等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	11	売木村	いやくら 岩倉	砂防堰堤 1基	410,000	2028 (R10)	B	B	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には人家9戸及び避難所等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	

(様式1-1) 新規評価総括表

事業種類	治山・砂防		事業名	砂防								建設部 砂防課										
	番号	市町村名		(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了 予定 年度	箇所評価					所管課の意見	建設部公共事業評価委員会意見	第三者 意見 聴取	県の 評価 案	評価 監視 委員会 意見	評価 の 決定	申請	採択	備考	
								必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度										総合評価
	12	木祖村	やぶはら 藪原	砂防堰堤 1基	300,000	2025 (R7)	A	A	A	A	A	A	当該溪流の保全対象には人家35戸及び避難所等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	13	木祖村	ひんで 神出	溪流保全工 L=340.0m	350,000	2025 (R7)	A	A	A	A	A	A	当該溪流の保全対象には、人家23戸及び避難所等が立地しているため速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	14	朝日村	いちのさわ 一之沢	砂防堰堤 1基	700,000	2028 (R10)	A	B	A	A	A	A	当該溪流の保全対象には人家53戸及び避難所等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	15	千曲市	おおいけ 大池	砂防堰堤 1基	300,000	2026 (R8)	A	B	A	A	B	A	当該溪流の保全対象には人家38戸及び避難所等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	16	飯綱町	かわかみ 川上	砂防堰堤 1基	600,000	2028 (R10)	A	B	A	A	A	A	当該溪流の保全対象には人家50戸及び要配慮者利用施設等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	17	飯綱町	いもかわ 芋川	砂防堰堤 2基	900,000	2028 (R10)	A	B	A	A	A	A	当該溪流の保全対象には人家1戸及び要配慮者利用施設等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	18	小谷村	きたうちゅう 北雨中	砂防堰堤 1基	300,000	2029 (R11)	A	A	A	A	B	A	当該溪流の保全対象には人家20戸及び避難所等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	19	諏訪市	ふもんじ 普門寺	砂防堰堤 3基 溪流保全工 L=600m	900,000	2031 (R13)	A	A	B	A	A	A	当該溪流の保全対象には人家104戸及び要配慮者利用施設等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	20	木曾町	みたけ 三岳	砂防堰堤 1基	300,000	2026 (R8)	A	A	A	A	B	A	当該溪流の保全対象には人家20戸及び避難所等が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	

